



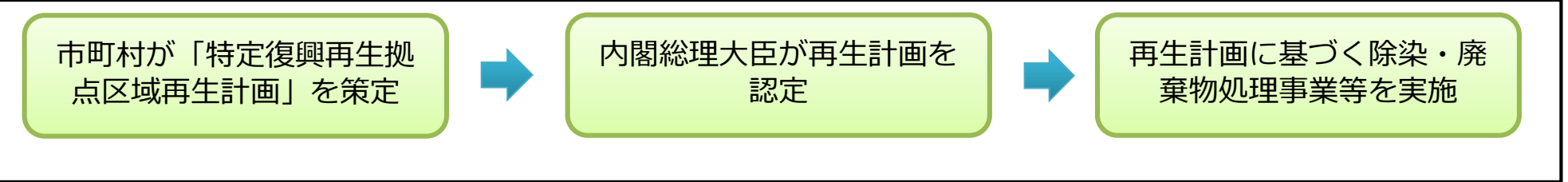
## 背景・目的

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域（避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域）の復興及び再生を推進するための計画制度の創設を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が本年5月に成立した。  
同法律に基づき、特定復興再生拠点区域の再生計画に基づく必要な除染・廃棄物処理等の措置等を実施する。

## 事業概要

- 特定復興再生拠点区域の復興及び再生に係る除染・廃棄物処理等事業  
〔 除染、家屋解体、廃棄物処理、減容化、調査、不燃性廃棄物リサイクル 等 〕

## イメージ



## 事業スキーム

直轄事業又は補助事業により実施

## 期待される効果

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の環境を整備し、復興及び再生を図る。